

陸域動物に関する環境保全措置
【陸生動物の移動計画（案）】

平成 27 年 6 月 5 日

沖 縄 防 衛 局

目 次

1. 目的.....	1
2. 環境保全措置の基本的考え方.....	1
3. 環境保全措置の実施内容.....	2
3.1 陸生動物の移動元.....	3
3.2 陸生動物の移動対象種.....	4
3.2.1 樹林性及び湿地性の対象種.....	4
3.2.2 海岸性の対象種.....	6
3.3 陸生動物の移動先.....	7
3.3.1 樹林性及び湿地性の対象種.....	7
3.3.2 海岸性の対象種.....	12
3.4 陸生動物の移動方法.....	15
3.4.1 樹林性及び湿地性の対象種.....	15
3.4.2 海岸性の対象種.....	19
3.5 モニタリング調査計画.....	20
3.5.1 調査の考え方.....	20
3.5.2 調査地点.....	20
3.5.3 調査方法.....	20
3.5.4 調査頻度・期間.....	20
3.5.5 調査結果の検討.....	20

1. 目的

代替施設本体の設置等に伴う土地の改変により、改変区域に生息する陸生動物の生息域が消失する。陸生動物のうち、移動能力の高い動物は代替施設等の設置工事の実施前に改変区域から周辺地域に移動する可能性があるが、自力移動能力の低い昆虫類、陸産貝類などは消失するおそれがある。

この消失の影響を低減するため、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）では、改変区域内に生息する陸生動物のうち、移動が必要と判断される昆虫類、陸産貝類等の重要な種について、工事の着手前に、各種の生息に適した周辺の場所へ移動を行う環境保全措置を講じることとした。

本計画(案)は、陸生動物の移動元、移動対象種、移動先、移動方法及び移動後のモニタリング方法について実施内容を取りまとめたものである。

2. 環境保全措置の基本的考え方

陸生動物の移動に関する基本的考え方を以下に示す。

① 移動元（移動させる範囲）

移動元は、代替施設本体、埋立土砂発生区域、工所用仮設道路区域、美謝川代替区域、辺野古地先作業ヤード区域の改変区域内とする。

② 移動対象種

移動対象種は、評価書において選定された保全対象種に加え、評価書に係る調査以後の継続調査において改変区域内で新たに確認・選定された重要な種（環境省や沖縄県のレッドデータブックの記載種等）のうち、評価書における保全対象種の選定基準に当てはまるものとする。

③ 移動先

移動先は、評価書に示される移動先(案)の中から選定することとし、具体的な移動先は各移動対象種の確認状況や生息環境の調査結果をもとに種ごとに選定する。

④ 移動方法

捕獲及び移動は、各移動対象種の生態情報を踏まえて、生物に影響を与えない方法を選定する。

⑤ モニタリング調査計画

モニタリング調査は、移動先における各移動対象種の生息状況を確認するとともに、移動先及びその周辺における生物相について大きな変化が生じていないかどうかを確認することとする。

3. 環境保全措置の実施内容

陸生動物の移動に関する実施内容について、図-3.1 に示す流れで検討を行った。検討は、以下の3つの部分に分けて実施した。

1. 移動元に関する検討は、移動元となる改変区域内の範囲を検討した上で、移動対象種を抽出し、各移動対象種の生息環境条件を、現地調査結果及び既存知見の整理結果から把握した。
2. 移動先に関する検討では、評価書に示される移動先候補における各移動対象種の分布状況及び生息環境を現地踏査により把握し、1. で把握した各移動対象種の分布状況及び生態情報を踏まえ、移動先を選定した。
3. 移動方法に関する検討では、移動対象種ごとの生態情報を踏まえ、捕獲、輸送、放逐の各方法について検討を行った。

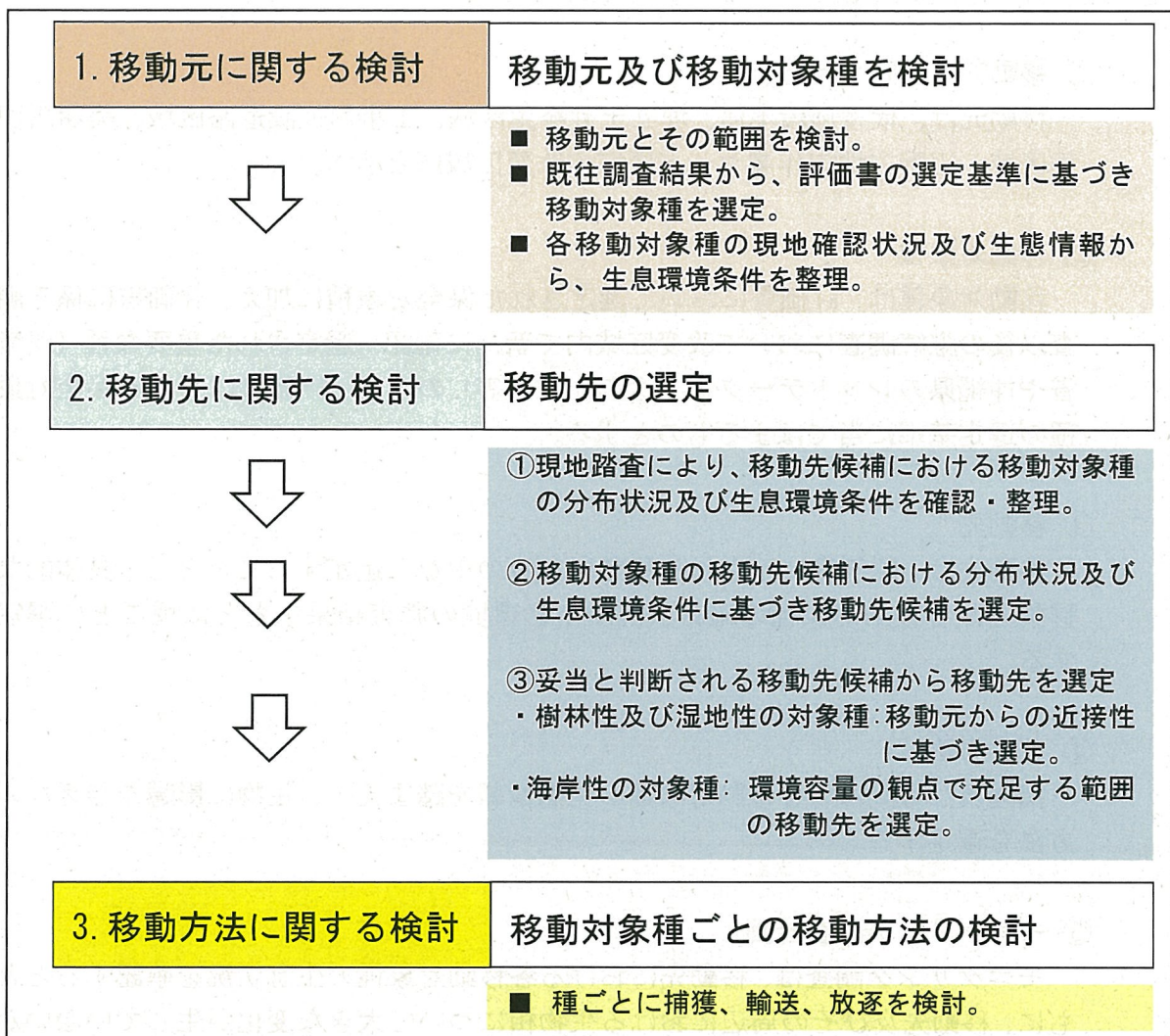


図-3.1 陸生動物の移動の実施内容に関する検討の流れ

3.1 陸生動物の移動元

陸生動物の移動元の範囲は、代替施設本体、埋立土砂発生区域、工事用仮設道路区域、美謝川切替区域、辺野古地先作業ヤード区域の改変区域内とする(図-3.1.1)。

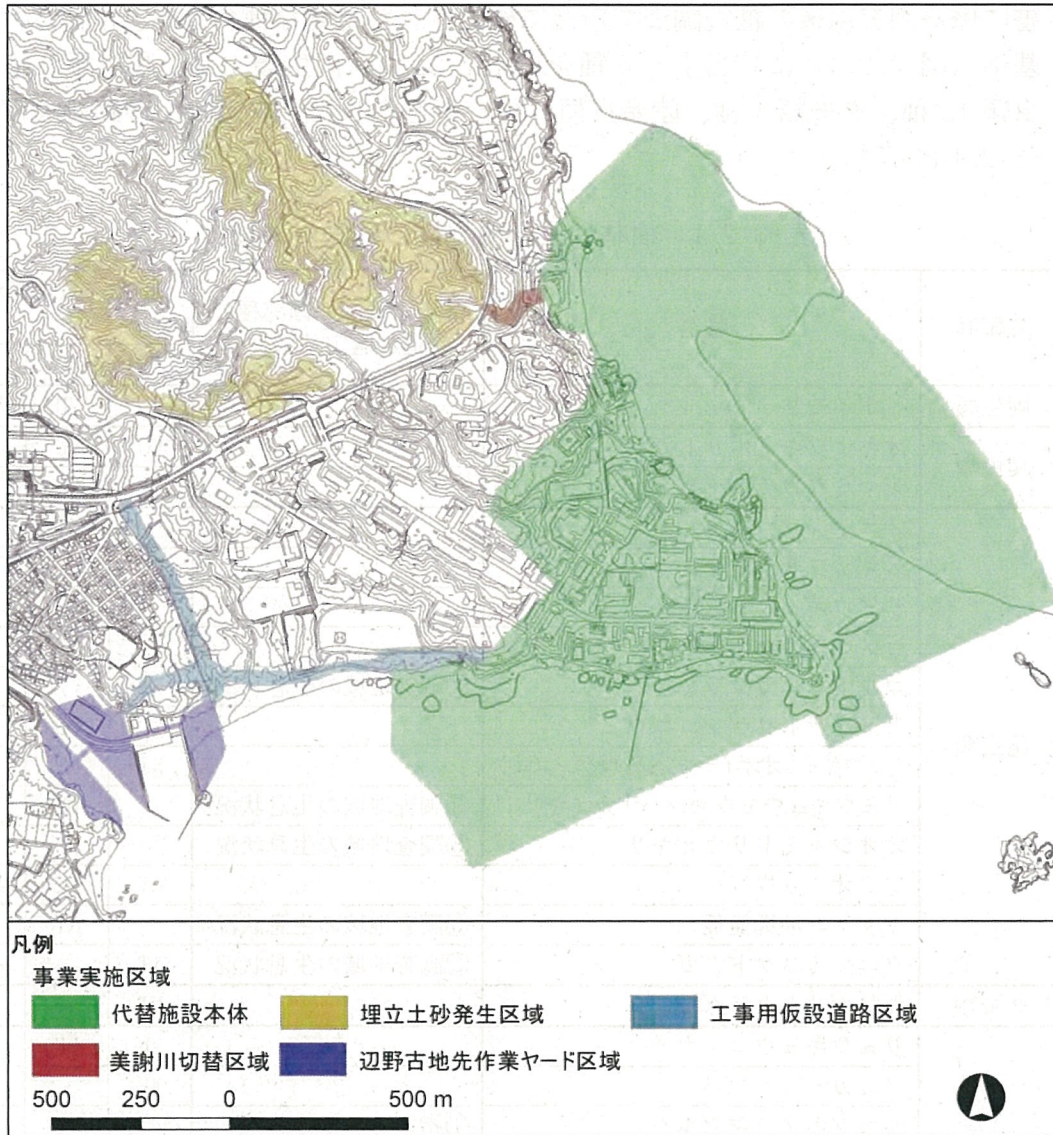


図-3.1.1 陸生動物の移動元範囲